

岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第73号

岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年岩手県規則第78号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(貸付けの申請等)</p> <p>第6条 申請者は、別に定める様式による沿岸漁業改善資金貸付申請書（以下「貸付申請書」という。）に別に定める様式による事業計画書を添えて、当該申請者の住所地（団体にあつては、その主たる事務所の所在地。以下同じ。）をその地区内に含む水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合で、第12条第2項の規定により岩手県信用漁業協同組合連合会（以下「県信漁連」という。）から貸付けに係る事務の一部の委託を受けたもの（以下「経由漁協」という。）（当該住所をその地区内に含む経由漁協がない場合にあつては、県信漁連。以下「委託事務処理機関」という。）を経由して知事に提出しなければならない。</p>	<p>(貸付けの申請等)</p> <p>第6条 申請者は、別に定める様式による沿岸漁業改善資金貸付申請書（以下「貸付申請書」という。）に別に定める様式による事業計画書<u>その他知事が必要と認める書類</u>を添えて、当該申請者の住所地（団体にあつては、その主たる事務所の所在地。以下同じ。）をその地区内に含む水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合で、第12条第2項の規定により岩手県信用漁業協同組合連合会（以下「県信漁連」という。）から貸付けに係る事務の一部の委託を受けたもの（以下「経由漁協」という。）（当該住所をその地区内に含む経由漁協がない場合にあつては、県信漁連。以下「委託事務処理機関」という。）を経由して知事に提出しなければならない。</p>												
2～4 [略]	2～4 [略]												
(農商工等連携促進法の特例)	(農商工等連携促進法の特例)												
第13条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。） <u>第13条第1項</u> の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第13条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。） <u>第14条第1項</u> の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。												
<table border="1"><tr><td data-bbox="145 1370 244 1899">第3条</td><td data-bbox="244 1370 359 1899">[略]</td><td data-bbox="359 1370 767 1899">中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）<u>第13条第1項</u>に規定する認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）又は同項に規定する構成員が同法第4条第2項第2号ハに規定する措置を行う場合（以下「農商工等連携促進法の措置を行う場合」という。）における1認定中小企業者</td></tr><tr><td colspan="3" data-bbox="145 1899 767 1921">[略]</td></tr></table>	第3条	[略]	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。） <u>第13条第1項</u> に規定する認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）又は同項に規定する構成員が同法第4条第2項第2号ハに規定する措置を行う場合（以下「農商工等連携促進法の措置を行う場合」という。）における1認定中小企業者	[略]			<table border="1"><tr><td data-bbox="831 1370 930 1899">第3条</td><td data-bbox="930 1370 1045 1899">[略]</td><td data-bbox="1045 1370 1453 1899">中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）<u>第14条第1項</u>に規定する認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）又は同項に規定する構成員が同法第4条第2項第2号ハに規定する措置を行う場合（以下「農商工等連携促進法の措置を行う場合」という。）における1認定中小企業者</td></tr><tr><td colspan="3" data-bbox="831 1899 1453 1921">[略]</td></tr></table>	第3条	[略]	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。） <u>第14条第1項</u> に規定する認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）又は同項に規定する構成員が同法第4条第2項第2号ハに規定する措置を行う場合（以下「農商工等連携促進法の措置を行う場合」という。）における1認定中小企業者	[略]		
第3条	[略]	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。） <u>第13条第1項</u> に規定する認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）又は同項に規定する構成員が同法第4条第2項第2号ハに規定する措置を行う場合（以下「農商工等連携促進法の措置を行う場合」という。）における1認定中小企業者											
[略]													
第3条	[略]	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。） <u>第14条第1項</u> に規定する認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）又は同項に規定する構成員が同法第4条第2項第2号ハに規定する措置を行う場合（以下「農商工等連携促進法の措置を行う場合」という。）における1認定中小企業者											
[略]													
2 農商工等連携促進法 <u>第13条第2項</u> の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	2 農商工等連携促進法 <u>第14条第2項</u> の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。												
[略]	[略]												

附 則

1 [略]

2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第115条、第122条第3項、第123条第3項及び第126条第2項の規定の適用を受ける者についての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

[略]		
別表第1 経営等改善資金の款乗組員安全機器等設置資金の項	5年以内（据置期間1年）	8年以内（据置期間4年）
	<u>3年</u>	<u>6年</u>
[略]		

別表第1（第2条、第4条、第9条関係）

資金の種類	貸付内容	貸付限度額	償還期間等
経営等改善資金	1・2 [略]	500万円（自動操だ装置を設置する場合には1台につき100万円、遠隔操縦装置を設置する場合には1台につき50万円、レーダーを設置する場合には1台につき180万円、自動航跡記録装置を設置する場合には1台につき120万円、GPS受信機を設置する場合には1台につき130万円）	[略]
	<u>3</u> [略]		
	<u>4</u> [略]		
	<u>5</u> [略]		

附 則

1 [略]

2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第115条、第122条第3項、第123条第3項及び第126条第2項の規定の適用を受ける者についての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]		
別表第1 経営等改善資金の款乗組員安全機器等設置資金の項	5年以内（据置期間1年）	8年以内（据置期間4年）
[略]		

別表第1（第2条、第4条、第9条関係）

資金の種類	貸付内容	貸付限度額	償還期間等
経営等改善資金	1・2 [略]	500万円（自動操だ装置を設置する場合には1台につき100万円、遠隔操縦装置を設置する場合には1台につき50万円、 <u>サイドスラスト</u> を設置する場合には1台につき400万円、レーダーを設置する場合には1台につき180万円、自動航跡記録装置を設置する場合には1台につき120万円、GPS受信機を設置する場合には1台につき130万円）	[略]
	<u>3 サイドスラスト</u>		
	<u>スターの設置費用</u>		
	<u>4</u> [略]		
	<u>5</u> [略]		
	<u>6</u> [略]		

漁ろう作 業省力化 機器等設 置資金 [略]	1～3 [略]	500万円（動	[略]
	4 漁業用ソナ	力式つり機を	
	<u>一の設置費用</u>	設置する場合	
	5 カラー魚群	にあつては1	
	<u>探知機の設置</u>	セットにつき	
	<u>費用</u>	80万円、ライ	
	6 海水冷却装	ンホーラー等	
	<u>置の設置費用</u>	の揚繩機 ^{じょう} を	
	7 [略]	設置する場合	
8 [略]	にあつては1		
9 [略]	台につき120		
	万円、ネット		
	ホーラー等の		
	揚網機を設置		
	する場合にあ		
	つては1台に		
	つき120万円		
	、漁業用ソナ		
	<u>ーを設置する</u>		
	<u>場合にあつて</u>		
	<u>は1台につき</u>		
	<u>500万円、カ</u>		
	<u>ラー魚群探知</u>		
	<u>機を設置する</u>		
	<u>場合にあつて</u>		
	<u>は1台につき</u>		
	<u>150万円、海</u>		
	<u>水冷却装置を</u>		
	<u>設置する場合</u>		
	<u>にあつては1</u>		
	<u>台につき180</u>		
	<u>万円、巻取り</u>		
	<u>ウインチを設</u>		
	<u>置する場合に</u>		
	<u>あつては1台</u>		
	<u>につき70万円</u>		
	<u>（中核的漁業</u>		
	<u>者協業体にあ</u>		
	<u>つては、300</u>		
	<u>万円）、放電</u>		
	<u>式集魚灯を設</u>		
	<u>置する場合に</u>		
	<u>あつては1セ</u>		
	<u>ットにつき</u>		
	<u>200万円、漁</u>		

漁ろう作 業省力化 機器等設 置資金 [略]	1～3 [略]	500万円（動	[略]
		力式つり機を	
		設置する場合	
		にあつては1	
		<u>件につき500</u>	
		<u>万円、ライン</u>	
		<u>ホーラー等の</u>	
		<u>揚繩機を設置</u>	
		<u>する場合にあ</u>	
	4 [略]	つては1台に	
	5 [略]	つき120万円	
	6 [略]	、ネットホー	
7 漁獲物等処	ラー等の揚網		
<u>理装置の設置</u>	機を設置する		
<u>費用</u>	場合にあつて		
8 海水冷却装	は1台につき		
<u>置の設置費用</u>	120万円、巻		
9 海水殺菌装	取りウインチ		
<u>置の設置費用</u>	を設置する場		
10 漁業用ソナ	合にあつては		
<u>一の設置費用</u>	1台につき		
11 カラー魚群	500万円、放		
<u>探知機の設置</u>	電式集魚灯を		
<u>費用</u>	設置する場合		
12 潮流計の設	にあつては1		
<u>置費用</u>	セットにつき		
	200万円、漁		
	業用クレーン		
	を設置する場合		
	にあつては		
	1台につき		
	400万円、漁		
	獲物等処理装		
	<u>置を設置する</u>		
	<u>場合にあつて</u>		
	<u>は1台につき</u>		
	<u>500万円、海</u>		
	<u>水冷却装置を</u>		
	<u>設置する場合</u>		
	<u>にあつては1</u>		
	<u>台につき180</u>		
	<u>万円、海水殺</u>		
	<u>菌装置を設置</u>		
	<u>する場合にあ</u>		
	<u>つては1台に</u>		

		業用クレーンを設置する場合にはあつては1台につき400万円)				つき300万円、漁業用ソナーを設置する場合にはあつては1台につき500万円、カラー魚群探知機を設置する場合にはあつては1台につき150万円、潮流計を設置する場合にはあつては1台につき500万円)	
補機関等 駆動機器 等設置資金 [略]	[略]	500万円（補機関（動力取出し装置付き推進機関を含む。）を設置する場合にはあつては1台につき400万円、油圧装置を設置する場合にはあつては1台につき100万円)	[略]	補機関等 駆動機器 等設置資金 [略]	[略]	500万円（補機関（動力取出し装置付き推進機関を含む。）を設置する場合にはあつては1台につき400万円、油圧装置を設置する場合にはあつては1台につき500万円)	[略]
[略]				[略]			
乗組員安全機器等 設置資金 [略]	1 [略] 2 滑り止めの 設置費用 3 [略] 4 [略] 5 船上トイレ の設置費用	150万円（転落防止用手すり、滑り止め又は安全カバー装置を設置する場合にはあつては50万円、揚網機安全装置を設置する場合にはあつては40万円、船上トイレを設置する場合にはあつては30万円)	転落防止 用手すり 、滑り止 め、安全 カバー装 置又は揚 網機安全 装置を設 置する場 合にあつ ては5年 以内（据 置期間1 年以内を 含む。） 、船上ト	乗組員安 全機器等 設置資金 [略]	1 [略] 2 [略] 3 [略]	150万円（転落防止用手すり又は安全カバー装置を設置する場合にはあつては50万円、揚網機安全装置を設置する場合にはあつては40万円)	5年以内 （据置期 間1年以 内を含む 。）

			イレを設置する場合には3年以内
救命消防設備購入資金 [略]	<u>1 膨張式救命いかだの購入費用</u> <u>2 [略]</u> <u>3 救命浮環又は救命浮輪の購入費用</u> <u>4 信号紅炎の購入費用</u> <u>5 [略]</u> <u>6 [略]</u> <u>7 [略]</u>	130万円（膨張式救命いかだを購入する場合にあっては1台につき50万円、救命胴衣、救命浮環、救命浮輪、救命浮輪、信号紅炎又は消火器を購入する場合には10万円、イーパブを購入する場合には60万円、レーダートランスポンダを購入する場合には65万円）	膨張式救命いかだ、救命胴衣、救命浮環、救命浮輪、信号紅炎又は消火器を購入する場合には2年以内、イーパブ又はレーダートランスポンダを購入する場合には5年以内
漁船転覆防止機器等設置資金 [略]	<u>1 [略]</u> <u>2 甲板口のコーミングの設置費用</u> <u>3 甲板口の閉鎖装置の設置費用</u> <u>4 [略]</u>	150万円（漁獲物の横移動防止装置、甲板口のコーミング又は甲板口の閉鎖装置を設置する場合には30万円、甲板上の魚そうを廃し、これに代えて甲板下に魚そうを設置する場合には100万円）	[略]
[略]			
[略]			

救命消防設備購入資金 [略]	<u>1 [略]</u> <u>2 [略]</u> <u>3 [略]</u> <u>4 [略]</u> <u>5 小型漁船緊急連絡装置の購入費用</u>	130万円（救命胴衣又は消火器を購入する場合には10万円、イーパブを購入する場合には60万円、レーダートランスポンダを購入する場合には65万円、小型漁船緊急連絡装置の購入費用）	救命胴衣又は消火器を購入する場合には2年以内、イーパブ、レーダートランスポンダ又は小型漁船緊急連絡装置を購入する場合には5年以内
漁船転覆防止機器等設置資金 [略]	<u>1 [略]</u> <u>2 [略]</u>	150万円（漁獲物の横移動防止装置を設置する場合には30万円、甲板上の魚そうを廃し、これに代えて甲板下に魚そうを設置する場合には100万円）	[略]
[略]			
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。